

主 論 文 要 旨

2011年 6月 30日

京都市における風致地区制度の風景のコントロール に関する意義と役割に関する研究 —開発・防災と風致保全の両立を目指して—

ふくしま のぶお
学位申請者 福島 信夫

主論文要旨

本論文は、今後、全国の自治体等において地域の特色である歴史的な風景を保全・活用する際の有用な知見を得るため、我が国で最も広い風致地区指定面積を持つ歴史都市京都における風致地区制度の行政運用の経緯を明らかにしたものである。

まず第Ⅰ部では、曖昧と言われている「風致」の語の意味や自然的景観の保全が目的と言われている風致地区の目的の研究を行った。明治期に「風致」の語の意味が「趣」から「趣のある風景」に変遷したことから、旧都市計画法風致地区創設の目的は「歴史的価値を減じない」ための特別の地区であったことを明らかにした。

次に第Ⅱ部では、京都市における風致地区指定面積の広さの意味を考察するため、1930年2月の初指定から2007年9月までの指定について、都市計画決定の順序にそって経年的な変遷を研究した。当初の歴史的勝地の保存という目的の他に後年には身近な緑の保存等の目的も加わって、地区指定が拡大されてきた経過を明らかにし、逐次風致地区指定を行ってきた行政運用を時代区分してその特色を明らかにした。京都の風景の良い所を大切にしようという市民のコンセンサスが背景となって、京都盆地周辺の三方を覆う広範囲の風致地区指定が実現されたことを明らかにした。

第Ⅲ部では、京都市における風致地区制度の行政運用の具体例を取り上げて明らかにする研究を行った。山麓部における風致地区許可の取扱の変遷を明らかにし、斜面防災の代表的な事例である人工のり面に関する一般的な土木技術基準と比較して検討した。さらに山麓部の具体的な開発・防災工事の事例を現地調査した。その結果、開発・防災と風致保全の両立を目指してきた京都市の行政運用においては、数値的な許可基準だけではなくて行政の裁量行為を含む事前相談が重視されてきたことを明らかにした。

最後に、京都市における風致地区制度は、風景のコントロールによって、連続と引き継がれてきた「京都の風景」を次世代に引継ぐという意義があったことが明らかとなり、時代が変わることによって風致地区制度に限界が生じた時には、京都市行政が風致地区制度以外の法制度を活用するとともに、風致地区制度も発展させるというメンテナンスを加え、今日まで風致地区制度はその役割を果たしてきていることを明らかにした。